

## 平成30年矢巾町議会定例会4月会議目次

議案目次	1
第 1 号 (4月16日)	
○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	4
○出席議員	4
○欠席議員	4
○地方自治法第121条により出席した説明員	4
○職務のために出席した職員	5
○開 議	7
○議事日程の報告	7
○会議録署名議員の指名	7
○会議期間の決定	7
○報告第 4号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る 報告について	7
○報告第 5号 平成29年度矢巾町一般会計補正予算(第12号)の専決処分に 係る報告について	8
○報告第 6号 町道猪去中央線改良舗装工事請負契約の変更に関する専決処分に 係る報告について	12
○報告第 7号 矢巾町税条例等の一部を改正する条例の専決処分に係る報告につ いて	13
○報告第 8号 平成29年度矢巾町一般会計補正予算(第13号)の専決処分に 係る報告について	17
○報告第 9号 平成29年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号) の専決処分に係る報告について	20
○議案第41号 矢巾町農業委員会の委員の過半数を認定農業者等又はこれらに準 ずる者とするに関し同意を求めることについて	22
○議案第42号 矢巾町農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて	23

○議案第43号	矢巾町農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて	……	23
○議案第44号	矢巾町農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて	……	23
○議案第45号	矢巾町農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて	……	23
○議案第46号	矢巾町農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて	……	23
○議案第47号	矢巾町農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて	……	23
○議案第48号	矢巾町農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて	……	23
○議案第49号	矢巾町農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて	……	23
○議案第50号	矢巾町農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて	……	23
○議案第51号	矢巾町農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて	……	23
○議案第52号	矢巾町農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて	……	23
○議案第53号	矢巾町農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて	……	23
○議案第54号	矢巾町農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて	……	23
○議案第55号	矢巾町農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて	……	24
○議案第56号	矢巾町農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて	……	24
○議案第57号	矢巾町農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて	……	24
○散 会	.....		28
○署 名	.....		29

## 議 案 目 次

平成30年矢巾町議会定例会4月会議

1. 報告第 4号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について
2. 報告第 5号 平成29年度矢巾町一般会計補正予算（第12号）の専決処分に係る報告について
3. 報告第 6号 町道猪去中央線改良舗装工事請負契約の変更に関する専決処分に係る報告について
4. 報告第 7号 矢巾町税条例等の一部を改正する条例の専決処分に係る報告について
5. 報告第 8号 平成29年度矢巾町一般会計補正予算（第13号）の専決処分に係る報告について
6. 報告第 9号 平成29年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分に係る報告について
7. 議案第41号 矢巾町農業委員会の委員の過半数を認定農業者等又はこれらに準ずる者とするに関し同意を求めることについて
8. 議案第42号 矢巾町農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて
9. 議案第43号 矢巾町農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて
10. 議案第44号 矢巾町農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて
11. 議案第45号 矢巾町農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて
12. 議案第46号 矢巾町農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて
13. 議案第47号 矢巾町農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて
14. 議案第48号 矢巾町農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて
15. 議案第49号 矢巾町農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて
16. 議案第50号 矢巾町農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて
17. 議案第51号 矢巾町農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて
18. 議案第52号 矢巾町農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて
19. 議案第53号 矢巾町農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて
20. 議案第54号 矢巾町農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて
21. 議案第55号 矢巾町農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて

22. 議案第56号 矢巾町農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて

23. 議案第57号 矢巾町農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて

平成30年矢巾町議会定例会4月会議議事日程（第1号）

平成30年4月16日（月）午前10時00分時開議

議事日程（第1号）

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会議期間の決定
- 第 3 報告第 4号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について
- 第 4 報告第 5号 平成29年度矢巾町一般会計補正予算（第12号）の専決処分に係る報告について
- 第 5 報告第 6号 町道猪去中央線改良舗装工事請負契約の変更に関する専決処分に係る報告について
- 第 6 報告第 7号 矢巾町税条例等の一部を改正する条例の専決処分に係る報告について
- 第 7 報告第 8号 平成29年度矢巾町一般会計補正予算（第13号）の専決処分に係る報告について
- 第 8 報告第 9号 平成29年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分に係る報告について
- 第 9 議案第41号 矢巾町農業委員会の委員の過半数を認定農業者等又はこれらに準ずる者とするに関し同意を求めることについて
- 第10 議案第42号 矢巾町農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて
- 第11 議案第43号 矢巾町農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて
- 第12 議案第44号 矢巾町農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて
- 第13 議案第45号 矢巾町農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて
- 第14 議案第46号 矢巾町農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて
- 第15 議案第47号 矢巾町農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて
- 第16 議案第48号 矢巾町農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて
- 第17 議案第49号 矢巾町農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて
- 第18 議案第50号 矢巾町農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて
- 第19 議案第51号 矢巾町農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて

- 第20 議案第52号 矢巾町農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて  
 第21 議案第53号 矢巾町農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて  
 第22 議案第54号 矢巾町農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて  
 第23 議案第55号 矢巾町農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて  
 第24 議案第56号 矢巾町農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて  
 第25 議案第57号 矢巾町農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて

## 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

## 出席議員（18名）

1番	赤丸秀雄	議員	2番	水本淳一	議員
3番	廣田清実	議員	4番	高橋安子	議員
5番	齊藤正範	議員	6番	村松信一	議員
7番	昆秀一	議員	8番	藤原梅昭	議員
9番	川村農夫	議員	10番	山崎道夫	議員
11番	高橋七郎	議員	12番	長谷川和男	議員
13番	川村よし子	議員	14番	小川文子	議員
15番	藤原由巳	議員	16番	藤原義一	議員
17番	米倉清志	議員	18番	廣田光男	議員

## 欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町長	高橋昌造	君	副町長	水本良則	君
総務課長	山本良司	君	企画財政課長	藤原道明	君
会計管理者兼 税務課長	佐藤健一	君	住民課長	浅沼仁	君
福祉・ 子ども課長	菊池由紀	君	健康長寿課長	村松徹	君

産業振興課長	菅原弘範君	道路都市課長	村松亮君
農業委員会 事務局長	佐々木忠道君	上下水道課長	山本勝美君
教育長	和田修君	学務課長	村松康志君
社会教育課長	野中伸悦君	学校給食共同 調理場所長	稲垣譲治君
代表監査委員	吉田功君	農業委員会会長	高橋義幸君

**職務のために出席した職員**

議会事務局長	吉田孝君	係長	藤原和久君
主査	佐々木睦子君		





---

午前10時00分 開議

○議長（廣田光男議員） ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

ただいまから平成29年矢巾町議会定例会を再開します。

これより4月会議を開きます。

---

#### 議事日程の報告

○議長（廣田光男議員） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

これより本日の議事日程に入ります。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（廣田光男議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本会議の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により

10番 山 崎 道 夫 議員

11番 高 橋 七 郎 議員

12番 長谷川 和 男 議員

の3名を指名します。

---

#### 日程第2 会議期間の決定

○議長（廣田光男議員） 日程第2、会議期間の決定を議題とします。

お諮りします。本日再開の4月会議の会議期間は、4月5日開催の議会運営委員会で決定されたとおり、本日1日としたいと思いますが、これに異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） ご異議なしと認めます。

よって、4月会議の期間は本日1日と決定いたしました。

---

#### 日程第3 報告第4号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決 処分に係る報告について

○議長（廣田光男議員） 日程第3、報告第4号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に

関する専決処分に係る報告についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長(高橋昌造君) 報告第4号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について説明を申し上げます。

発生した事故は、矢巾町大字和味第4地割地内の町道西部開拓線において、相手方が走行中に道路上の穴の発見におくれ、その上を通過してしまったために、自動車の左側の前輪を破損したものであります。破損に係る賠償金については、全国町村会総合賠償補償保険で行っており、本町の過失割合は5割との保険会社の査定から、相手方の破損部分の修理代金1万224円のうち5,112円を支払うものであります。

なお、このことについては、先月23日に地方自治法第180条第1項及び矢巾町長専決条例第2条第2号の規定により専決処分したので、同法第180条第2項の規定によりご報告を申し上げます。

○議長(廣田光男議員) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(廣田光男議員) これで質疑を終わります。

以上で報告第4号を終わります。

---

日程第4 報告第5号 平成29年度矢巾町一般会計補正予算(第12号)の  
専決処分に係る報告について

○議長(廣田光男議員) 日程第4、報告第5号 平成29年度矢巾町一般会計補正予算(第12号)の専決処分に係る報告についてを議題とします。

提案理由及び補正予算の詳細説明を求めます。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長(高橋昌造君) 報告第5号 平成29年度矢巾町一般会計補正予算(第12号)の専決処分に係る報告について説明を申し上げます。

この一般会計補正予算(第12号)につきましては、先ほど第4号でご報告申し上げました

自動車破損事故による損害賠償事件に係る補正予算であります。

歳入につきましては、19款諸収入の総合賠償補償保険金、17款繰入金の財政調整基金繰入金を増額補正するものであります。

次に、歳出につきましては、2款総務費の一般管理事業を増額補正し、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ123億6,146万9,000円とするものであります。

これらのことにつきましては、先月23日に地方自治法第180条第1項及び矢巾町長専決条例第2条第2号の規定により専決処分をいたしましたので、同法第180条第2項の規定によりご報告を申し上げます。

なお、詳細につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしく願いをいたします。

○議長（廣田光男議員） 藤原企画財政課長。

○企画財政課長（藤原道明君） それでは、私から詳細説明をさせていただきます。

報告第5号 平成29年度矢巾町一般会計補正予算（第12号）の詳細について説明いたします。

9ページをお開き願います。今回の補正につきましては、さきに専決処分の報告がありました自動車破損事故への対応に伴う必要な歳出予算と、その財源としての歳入予算の補正、これらに係るもののみとなっております。

それでは、9ページの歳入でございますが、19款諸収入、4項雑入ですが、保険金として5,112円が入りましたので、こちらに係るものということで1,000円未満を切り捨てて5,000円計上しております。

なお、歳入歳出同額とするために歳入の17款繰入金、2項基金繰入金に1,000円を計上したものでございます。

次に、13ページをお開き願います。2款総務費、1項総務管理費6,000円の補正ですが、さきに説明いたしましたとおり賠償金が5,112円ございましたので、1,000円未満を切り上げてまして6,000円を計上したということになってございます。

以上で報告第5号 平成29年度矢巾町一般会計補正予算（第12号）の詳細説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

8番、藤原梅昭議員。

○8番（藤原梅昭議員） 自動車破損事故は何件か起きているわけですが、今までで件数何件起きたかの確認と、あと補償のトータル金額が幾らか。それとあともう一つは、補修状況、これが何件そういう補修箇所があって、何件クリアになっているか。盛岡では2,800件ほどあったということを書いていましたけれども、矢巾町では幾らだったのか確認したいと思います。

以上です。

○議長（廣田光男議員） 山本総務課長。

○総務課長（山本良司君） それでは最初に、1点目の前段の部分、保険金関係の部分につきまして私のほうから、総務課のほうからご報告申し上げます。

まず件数につきましては、今回のタイヤパンクを入れまして2件、額につきましては、賠償金の額で申しますと、それぞれ今回が5,112円、前回の議会で可決いただきました約7万8,000円、合わせまして8万3,000円余という額になってございます。

それから、これからの部分のいわゆる賠償関係に係る見通しと申しますか、実態でございますけれども、今のところ各事故に遭われた方、あとは保険会社、こちらのほうでの示談の部分やっている部分につきましては、まだ額がはっきり確定していないものもございまして、大体13件、この部分につきましては、まだ保険とか示談、終わっておりませんので、額についても何ぼというふうな形のものでございまして、13件というふうな状況でございます。

以上、私のほうからのお答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 村松道路都市課長。

○道路都市課長（村松 亮君） お答えをいたします。

道路都市課のほうに報告が来ている穴ぼこについては、今21件でございます。それから、その件につきましては今現在補修しておりますし、それから4月1日ですけれども、徳田、不動、煙山と3地区に分かれまして、それぞれ補修業者を決めまして、今現在応急的には穴埋めしているのですけれども、そういう発生した場合にすぐ対応できるように、それぞれ3業者に分けて補修のほうを今現在しているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） ほかに質疑ございますか。

藤原梅昭議員。

○8番（藤原梅昭議員） 21件という話なのですけれども、ちょっと私の感覚からいくと、少な過ぎるのではないかという感覚あるのですけれども、もう1桁ぐらい違うぐらいの感じで穴ぼこの状況を見るとあるのですけれども、でかいところはそういうことで小さいところも結構出ていますので、その辺のところは総点検して、やっぱりきちっと対応すべきではないかなというふうに思いますし、あと補修状況は21件のうち21件全部終わったのか、そのところをもう一回確認したいと思います。

○議長（廣田光男議員） 村松道路都市課長。

○道路都市課長（村松 亮君） 今私21件と言ったのは、事故があったもので、そのほかに穴ぼこは結構かなりございまして、それはその都度町でもやっていますし、それから4月以降につきましては、業者のほうにお願いしてやっているということで事故にはなりませんけれども、穴ぼこは多数あったというふうに思っています。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） よろしいですか。

（何事か声あり）

○道路都市課長（村松 亮君） 補修のほうは終わってございます。

○議長（廣田光男議員） 他に質疑ありますか。

藤原梅昭議員。

○8番（藤原梅昭議員） 補修は終わっているということですが、さっき事故は、今事故が21件という話をされましたけれども、さっき15件、2件プラス13件で、それは賠償の対象になっているものとなっていないものがあるから、この数字の開きがあるのかな、その確認をひとつしたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 山本総務課長。

○総務課長（山本良司君） 議員仰せのとおり状況については、21件という数字、道路都市課のほうで出されましたけれども、事故発生の部分の中で現在保険屋含めまして協議している部分というのは、残り13件、合わせて全部で15件というふうな事故対応処理の部分ということになってございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） よろしゅうございますか。

関連ですか、はい。

○8番（藤原梅昭議員） だから21件と15件の違いの6件、それは賠償対象ではないからこの

数字の違いになっているのかなという確認と。

それから、もう一つ、いわゆる穴ぼこは多かったという話をしていますけれども、きちんと何件あったかということは捉えておく必要があるのではないかと。これは年度年度で違うと思うのですけれども、今年度は例えば100件あったと。昨年度は50件あったとか、そういう気候条件の違いでこれだけの違いがあるのですよというデータも、やっぱりきちっと残しておくべきではないかと思うのですけれども、その辺の見解を教えてください。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをさせていただきます。

まさに藤原梅昭議員のご指摘のとおりでございます。これはちょっともう一度再精査をさせていただいて、それからやはり今までの補修箇所は、当然業者から報告が上がってきておるわけでございますので、そのことについては、もう一度総点検をして、そしていわゆる総務課と道路都市課の齟齬がないように内容をしっかり把握させていただきたいと思っておりますし、あとはいわゆる補修箇所の箇所数も後から調査の上、ご報告をさせていただきますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（廣田光男議員） 他に質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） これで質疑を終わります。

以上で報告第5号を終わります。

---

日程第5 報告第6号 町道猪去中央線改良舗装工事請負契約の変更に関する  
専決処分に係る報告について

○議長（廣田光男議員） 日程第5、報告第6号 町道猪去中央線改良舗装工事請負契約の変更に関する専決処分に係る報告についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 報告第6号 町道猪去中央線改良舗装工事請負契約の変更に関する専決処分に係る報告について説明を申し上げます。

平成29年8月9日にご議決を賜りました町道猪去中央線改良舗装工事につきましては、くみあい鉄建工業株式会社代表取締役、長沼昇三と工事請負契約を締結し、その後工事は順調

に推移し、ほぼ当初の契約のとおりであります。若干の変更を要したところであります。

主な変更内容は、現場精査による舗装面積の増加及び交通誘導員の追加が必要となったことから、工事費が増額となったものであります。

これらのことから先月23日に地方自治法第180条第1項及び矢巾町長専決条例第2条第1号の規定に基づき専決処分により工事の変更契約を行ったものであり、このたび同法第180条第2項の規定によりご報告を申し上げます。

工事費の変更につきましては、変更前の契約金額5,065万2,000円を193万8,600円増額し、変更後の契約金額を総額で5,259万600円とするものであります。

以上、ご報告を申し上げます。

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で報告第6号を終わります。

---

日程第6 報告第7号 矢巾町税条例等の一部を改正する条例の専決処分に係る報告について

○議長（廣田光男議員） 日程第6、報告第7号 矢巾町税条例等の一部を改正する条例の専決処分に係る報告についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 報告第7号 矢巾町税条例等の一部を改正する条例の専決処分に係る報告について説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正は、国の平成30年度税制改正において、政府の働き方改革とともにデフレ脱却、経済再生対策など、税制上の観点から地方税法同施行令及び同施行規則の改正が行われたことに伴い、個人町民税、固定資産税、たばこ税及び国民健康保険税に係る所要の改正を行うものであります。

その改正の主な内容であります。個人町民税につきましては、働き方改革を後押しする

観点から所得税と同様に給与所得控除、公的年金等控除及び基礎控除について平成33年度分の個人住民税から控除額の改正を行うものであります。

次に、固定資産税につきましては、土地に係る負担調整措置について平成30年度から平成32年度まで延長する措置を講ずるものであります。

また、我が町特例として、生産性革命の実現に向けた中小企業が設備投資により取得する償却資産に係る特例措置を講ずるものであります。

次に、たばこ税につきましては、本年10月1日から3年間段階的に税率を改めるとともに、加熱式たばこに係るたばこ税率について所要の措置を講ずるものであります。

次に、国民健康保険税につきましては、基礎課税額に係る限度額について現行の54万円を58万円に改めるとともに、低所得者に対する保険税軽減措置の拡大を図るため、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得において被保険者の数に乗すべき金額を現行の27万円から27万5,000円に引き上げ、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得において被保険者の数に乗すべき金額を現行の49万円から50万円に引き上げるものであります。

以上、今回の改正対象税目について主な改正点をご説明申し上げましたが、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が先月31日にそれぞれ公布され、原則として5月1日から施行されたことから、矢巾税町条例及び矢巾町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正するものであり、先月31日をもって地方自治法第180条第1項及び矢巾町長専決条例第2条第8号の規定により専決処分をしたので、同法第180条第2項の規定によりご報告を申し上げます。

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

8番、藤原梅昭議員。

○8番（藤原梅昭議員） この中で我が町特例というのがあるわけですが、これは生産性革命をするための設備投資に対する軽減措置というふうにお聞きしていますが、具体的にどういうところでどういう形で導入されるか、そのところをもう少し詳しく説明していただきたいのですが。

○議長（廣田光男議員） 佐藤会計管理者。

○会計管理者兼税務課長（佐藤健一君） 我が町特例に関する今回の固定資産税の減免につきましては、生産性向上ということで、特に今人員が不足しているということで生産性を高めるための新たな機械とか、要は人手を欠いているようなところで機械を導入することによっ



て少しでも生産性を向上するために導入した機械、そういったものを購入した際に減額をするといった内容となっております。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 他に質疑ございますか。

8番、藤原梅昭議員。

○8番（藤原梅昭議員） 書いているとおりの説明なのですが、具体的にはそれこそ農工商関係なく全部対象になるという捉え方でよろしいのですか。対象の相手ですよね。

○議長（廣田光男議員） 佐藤会計管理者。

○会計管理者兼税務課長（佐藤健一君） 具体的な対象までは捉えておりませんが、今のところは製造業関係というふうに捉えて対応しようというふうに考えてございます。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 藤原梅昭議員。

○8番（藤原梅昭議員） 製造業関係に限る理由はよくわかりませんが、さっきの話であると、いわゆる生産性効率、そういうふうな改善のために設備投資した部分となると、例えば農業だってあるわけです。そういう部分に対しては対象になるのか、ならないのか、その辺のところを生産設備に限らず枠を広げてほしいのですが、その辺のところをもう一回確認したいのですが。

○議長（廣田光男議員） 佐藤会計管理者。

○会計管理者兼税務課長（佐藤健一君） 今回の対象につきましては、中小企業の設備投資の支援という観点から行われるものでございますので、その辺ご理解いただきたいと思っております。

○議長（廣田光男議員） 他に質問ありますか。

藤原梅昭議員。

○8番（藤原梅昭議員） だから中小企業設備投資というのは、中小企業であって設備投資すれば対象になるということだから、いろんな範囲があるではないですか。その辺のところをある範囲だけに限定するという事なのか。あるいはいろんな対象になるのか、その辺のところを中小企業の人たちの受けとめ方が違ってくると思うのですが、その辺のところをちゃんと明確にする必要があるのではないですか。

○議長（廣田光男議員） 佐藤会計管理者。

○会計管理者兼税務課長（佐藤健一君） 今後市町村が主体的にこういった計画を作成することになってございます。この作成した計画に基づいて対象が具体的に決まるかと思っております。

で、その辺ご理解いただきたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 藤原梅昭議員。

○8番（藤原梅昭議員） これから検討して決めるということであれば、ぜひその中にいろいろな形でさっき生産設備という話に限定していましたが、それに限らずいろいろ対象を拡大していただきたいと思うのですけれども、それは今後の検討の中に入れていただきたいなど、こういうふうに思います。

○議長（廣田光男議員） 他に質疑ございますか。

昆秀一議員。

○7番（昆 秀一議員） たばこ税に関して加熱式たばこが課税になるという、今も課税ですけれども、課税になるということで当初予算としてどのように見込んでいるのかお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 佐藤会計管理者。

○会計管理者兼税務課長（佐藤健一君） たばこ税の中には、確かに今加熱式たばこということでだんだん量がふえているというふうに伺っておりますけれども、具体的な加熱式たばこの割合とかというものは当局のほうでは把握してございませんので、前年並み程度の当初予算の見込みとして今回計上してございます。

以上、お答えとします。

○議長（廣田光男議員） 昆秀一議員。

○7番（昆 秀一議員） そうすると、来年度もそのような加熱式たばこということでは考えていないということでしょうか。

○議長（廣田光男議員） 佐藤会計管理者。

○会計管理者兼税務課長（佐藤健一君） 31年度につきましては、30年度の動向を見ながら、特に10月1日ということですので、10月1日から徐々に加熱式たばこの場合は5年間、通常の普通たばこにつきましては3年間段階で上げていくものですから、今後の健康志向の高まり等も踏まえながら31年度の予算を見積もっていききたいなというふうに思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 他に質疑ございますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） 働き方改革に伴って個人町民税のいわゆる所得税に乗ずる額の改正ということでございますが、いわゆる個人町民税が上がるのか、下がるのか、そこら辺につ

いてお聞きいたします。

○議長（廣田光男議員） 佐藤会計管理者。

○会計管理者兼税務課長（佐藤健一君） 個人町民税につきましては、今回の改正によりまして、実質33年度分からということになりますけれども、実質的な影響はほとんどないというふうに見ております。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 他に質疑ありますか。ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） これで質疑を終わります。

以上で報告第7号を終わります。

---

日程第7 報告第8号 平成29年度矢巾町一般会計補正予算（第13号）の  
専決処分に係る報告について

○議長（廣田光男議員） 日程第7、報告第8号 平成29年度矢巾町一般会計補正予算（第13号）の専決処分に係る報告についてを議題とします。

提案理由及び補正予算の詳細説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 報告第8号 平成29年度矢巾町一般会計補正予算（第13号）の専決処分に係る報告について説明を申し上げます。

歳入の主なものについては、2款地方譲与税、3款利子割交付金、4款配当割交付金、5款株式等譲渡所得割交付金、6款地方消費税交付金、7款自動車取得税交付金、9款地方交付税、10款交通安全対策特別交付金、13款国庫支出金及び14款県支出金について年度末をもって交付額が確定したことにより、それぞれ増額または減額し、また17款繰入金及び20款町債について歳出事業費の確定に伴い、減額補正するものであります。

次に、歳出の主なものについては、2款総務費の公共施設等先進的二酸化炭素排出削減対策モデル事業及び3款民生費の児童手当給付事業を減額補正し、2款総務費の財政調整基金積み立て事業を増額補正し、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,814万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ124億961万2,000円とするものであります。

これらのことについては、先月31日に地方自治法第180条第1項並びに矢巾町長専決条例第

2条第5号及び第6号の規定に基づき専決処分したので、同法第180条第2項の規定によりご報告を申し上げます。

なお、詳細につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしく願いをいたします。

○議長（廣田光男議員） 藤原企画財政課長。

○企画財政課長（藤原道明君） それでは、私から報告第8号 平成29年度矢巾町一般会計補正予算（第13号）の詳細について説明いたします。

5ページをお開き願います。第2表繰越明許費になります。この表にあります農地耕作条件改善事業、交通安全施設整備事業、矢巾スマートインターチェンジ関連道路整備事業、岩手医科大学関連道路整備事業、中学校維持補修事業の5つの事業は、全て議会定例会3月会議で繰り越しをご可決いただいたところでございますが、それ以後に繰越額の精算を行いまして今回の補正後の金額とするというものでございます。

続きまして、ページを返していただきまして6ページ、第3表、地方債補正です。表にあります一般廃棄物処理事業、学校教育施設等整備事業、地域活性化事業、この3つの事業は、全て事業費の精算によりまして、起債額を少なくすることとして、この補正でもって限度額を下げるというふうな内容となっておりますのでございます。

続きまして、事項別明細によって説明をさせていただきます。13ページをお開き願います。今回の歳入補正ですが、全て12月補正以降に見込額が確定したことに伴っての増減となっております。特記事項のみ説明させていただきます。

2款地方譲与税、1項地方揮発油譲与税から次のページ、14ページの10款交通安全対策特別交付金、1項交通安全対策特別交付金までは、国からの譲与税、交付金の年度末精算による増減となっておりますのでございます。

続きまして、15ページの下の方になります。13款国庫支出金、2項国庫補助金ですが、この中1目総務費国庫補助金の中で最初にあります地方創生推進交付金の減ですが、こちらにつきましては、11号補正後に県との協議によりまして、特産品プロモーション、それから空き家等対策計画策定で合わせて事業費1,010万円ほどになるのですが、こういったものが交付金の対象にはちょっと入らない、地方創生との関連性が薄いというふうに判定されたものに伴いまして、これに係る交付金の減となるものでございます。

それから、5節の公共施設等先進的CO<sub>2</sub>排出削減対策モデル事業補助金の減でございますが、こちらモデル事業ということでパターンが決まっているわけではなく、審査団体に

よる審査結果によって事業費が確定するという事、そういう性格のものでございますので、その審査の結果、結果として事業費 3 億 5,096 万 1,000 円、そしてこれに対する 3 分の 2 の補助額としての 2 億 3,397 万 4,000 円となりましたので、これに合わせる形での減額補正とするものでございます。

続きまして、ページを返していただきまして、5 目教育費国庫補助金でございます。この中の学校施設環境改善交付金の減でございますが、これも前回補正で追加で計上いたしましたところでございますが、一部対象外になるところがあるということで減額の補正となるものでございます。

続きまして、ページをめくっていただきまして 18 ページ一番下にあります 19 款諸収入、4 項雑入、1 項雑入です。こちらにつきましては、宝くじ財源の交付金でございますが、増額としたものでございますが、こちらの金額等は向こうから交付される、一方的に交付される金額になってまいりますので、これについて歳入として受け入れ、これを財源として住民基本データシステム、全体の住基システムの更新をしておるところでございますが、それに必要な経費ということで充てさせていただくものでございます。

続きまして、19 ページ、20 款町債、1 項町債、8 目地域活性化事業債でございますが、こちらにも減でございますけれども、これは先ほどもお話しをいたしました CO<sub>2</sub> 削減モデル事業に対応する起債ということで事業費の減に伴って起債も減額ということでございます。

次に、歳出にまいります。23 ページをお開き願います。歳出補正につきましても 12 月補正以降に確定しました年度内執行見込みによるもので、財政調整基金への積み立て以外は全て減額の補正もしくは財源更正となっております。特記事項のみ説明いたします。

最初のページの 2 款総務費、1 項総務管理費、5 目財産管理費の中の公共施設等先進的 CO<sub>2</sub> 削減対策モデル事業の減でございますが、先ほど来説明しておりますように事業費の確定によりまして一部留保していた予算があったわけでございますが、事業費の確定によりまして減額の必要があるということで委託料及び工事請負費を減額するものでございます。

続きまして、同じページの 8 目財政調整基金費です。財政調整基金積み立てでございますが、ほかのものを全て減額して財政調整基金積み立てというふうな形をとりまして、この積み立てによりまして 13 億 2,293 万 4,000 円の積立額となる見込みでございます。

続きまして、25 ページをご覧くださいと思います。3 款民生費、2 項児童福祉費、2 目児童措置費でございます。児童措置事業の減ということでございますが、こちらにつきましては、12 月補正で増額補正したところでございますが、それ以後見込みより対象者が結果

的に少なくなったということの精算的に全体が減額となったものでございます。

次に、26ページ、ご覧いただきたいと思えます。6款農林水産業費、1項農業費、5目農地費でございます。こちらの中の農地耕作条件改善事業の減でございます、こちらも前回でも減額はしたところでございますが、精算を行いまして、また減額となるという内容でございます。

以上で報告第8号 平成29年度矢巾町一般会計補正予算（第13号）の詳細説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わり、以上で報告第8号を終わります。

---

日程第8 報告第9号 平成29年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正  
予算（第4号）の専決処分に係る報告について

○議長（廣田光男議員） 日程第8、報告第9号 平成29年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分に係る報告についてを議題とします。

提案理由及び補正予算の詳細説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 報告第9号 平成29年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分に係る報告について説明を申し上げます。

歳入の3款国庫支出金及び4款県支出金について年度末をもって交付額が確定したことにより、それぞれ増額補正し、同額を歳出の9款基金積立金に増額補正し、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,507万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億8,690万円とするものであります。

これらのことについては、先月31日に地方自治法第180条第1項及び矢巾町長専決条例第2条第5号の規定に基づき専決処分をしたので、同法第180条第2項の規定によりご報告を申し上げます。

なお、詳細につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくお願ひを

申し上げます。

○議長（廣田光男議員） 浅沼住民課長。

○住民課長（浅沼 仁君） 報告第9号 平成29年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）の詳細についてご説明いたします。

今回の補正につきましては、提案理由にもありましておき年度末の交付金の精算での補正となります。

それでは、9ページをお開き願います。事項別明細書、歳入でございます。3款国庫支出金、1項国庫負担金2,872万6,000円、こちらも歳出の医療費の増減に係ります交付金の増となっております。同じく3款国庫支出金、2項国庫補助金241万円でございますが、こちら財政調整交付金の増となっております。こちらにつきましては、経営努力支援金ということで岩手県の33市町村のうち11市町村そういった経営努力をしているといったことが評価されまして交付になったものでございます。241万円の増額でございますが、支援金の分は1,100万円ほどありまして、そのほかの精算で今回の補正額となっているものでございます。

続きまして、4款県支出金、2項県補助金393万6,000円、こちらについても年度末の調整で増額となっているものでございます。

続きまして、13ページ、歳出をお開き願います。2款保険給付費、1項療養諸費、財源更正でございます。今の国、県支出金の財源を更正して一般財源を減額したものでございます。

9款基金積立金、1項基金積立金3,507万2,000円、今一般財源を減額したものをそのまま財政調整基金に積み立てるものでございます。この3,507万2,000円を積み立てまして29年度末の残高が1億4,332万円となります。なお、3月議会でご可決いただきました30年の国保会計の予算で2,963万5,000円を取り崩しておりますので、今現在といたしましては、予算上は1億1,368万5,000円の基金残高となるものでございます。

以上をもちまして報告第9号 平成29年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）の説明といたします。よろしく願いいたします。

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で報告第9号を終わります。

---

日程第9 議案第41号 矢巾町農業委員会の委員の過半数を認定農業者等又はこれらに準ずる者とするに関し同意を求めることについて

- 議長（廣田光男議員） 日程第9、議案第41号 矢巾町農業委員会の委員の過半数を認定農業者等又はこれらに準ずる者とするに関し同意を求めることについてを議題とします。提案理由の説明を求めます。  
高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

- 町長（高橋昌造君） 議案第41号 矢巾町農業委員会の委員の過半数を認定農業者等又はこれらに準ずる者とするに関し同意を求めることについて提案理由の説明を申し上げます。  
現在の農業委員会の委員の任期が今月23日で満了となることから、新農業委員会制度に基づく農業委員会の委員の任命に当たり募集を行ったところ、認定農業者の数が農業委員会等に関する法律第8条第5項に規定する定数16人の過半数に達しなかったことに伴い、認定農業者に加え、認定農業者であった者、認定農業者の経営に参画する当該認定農業者の親族、集落営農組織の代表者等、いわゆる認定農業者に準ずる者をもって委員の過半数を占めるようにするため、同法施行規則第2条第1号の規定により議会の同意をお願いするものであります。  
よろしくご審議の上、原案にご同意賜りますことをお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

- 議長（廣田光男議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（廣田光男議員） これで質疑を終わります。  
討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（廣田光男議員） 討論を終わります。  
採決に入ります。

議案第41号 矢巾町農業委員会の委員の過半数を認定農業者等又はこれらに準ずる者とするに関し同意を求めることについてを起立により採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。



(賛成者起立)

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、議案第41号は原案のとおり同意されました。

---

- 日程第10 議案第42号 矢巾町農業委員会の委員の任命に関し同意を求め  
ることについて
- 日程第11 議案第43号 矢巾町農業委員会の委員の任命に関し同意を求め  
ることについて
- 日程第12 議案第44号 矢巾町農業委員会の委員の任命に関し同意を求め  
ることについて
- 日程第13 議案第45号 矢巾町農業委員会の委員の任命に関し同意を求め  
ることについて
- 日程第14 議案第46号 矢巾町農業委員会の委員の任命に関し同意を求め  
ることについて
- 日程第15 議案第47号 矢巾町農業委員会の委員の任命に関し同意を求め  
ることについて
- 日程第16 議案第48号 矢巾町農業委員会の委員の任命に関し同意を求め  
ることについて
- 日程第17 議案第49号 矢巾町農業委員会の委員の任命に関し同意を求め  
ることについて
- 日程第18 議案第50号 矢巾町農業委員会の委員の任命に関し同意を求め  
ることについて
- 日程第19 議案第51号 矢巾町農業委員会の委員の任命に関し同意を求め  
ることについて
- 日程第20 議案第52号 矢巾町農業委員会の委員の任命に関し同意を求め  
ることについて
- 日程第21 議案第53号 矢巾町農業委員会の委員の任命に関し同意を求め  
ることについて
- 日程第22 議案第54号 矢巾町農業委員会の委員の任命に関し同意を求め  
ることについて

日程第23 議案第55号 矢巾町農業委員会の委員の任命に関し同意を求め  
ることについて

日程第24 議案第56号 矢巾町農業委員会の委員の任命に関し同意を求め  
ることについて

日程第25 議案第57号 矢巾町農業委員会の委員の任命に関し同意を求め  
ることについて

○議長（廣田光男議員） お諮りします。

日程第10、議案第42号 矢巾町農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてから日程第25、議案第57号 矢巾町農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてまでの16議案は、農業委員の人事案件でありますので、会議規則第37条の規定により一括上程したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） ご異議なしと認めます。

よって、日程第10、議案第42号から日程第25、議案第57号までの16議案については、一括上程することに決定しました。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） ただいま一括上程されました議案第42号から議案第57号までの矢巾町農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて提案理由の説明を申し上げます。

現在の農業委員会の委員の任期が今月23日で満了となることから、農業委員会の委員の任命に当たり、募集を行った結果、16人の被推薦者及び3人の応募者があり、矢巾町農業委員会の委員候補者審査委員会における審査の結果の報告を受け、いずれも農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化に関する事項、その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことのできる方々として適任であると認めたことから、議案第42号、矢巾町大字東徳田第12地割130番地、川村良道さん、議案第43号、矢巾町大字南矢幅第6地割49番地1、藤原幸藏さん、議案第44号、矢巾町大字室岡第7地割8番地2、白澤克美さん、議案第45号、矢巾町大字煙山第6地割87番地、藤原啓師さん、議案第46号、矢巾町大字高田第5地割44番地2、中川和則さん、議案第47号、矢巾町大字赤林第12地割52番地、藤井満さん、議案第48号、矢巾町大字下矢次第7地割3番地1、川村和男さん、議案第49号、矢巾町

大字北伝法寺第15地割74番地1、白澤和実さん、議案第50号、矢巾町大字南矢幅第6地割15番地19、伊藤日出輝さん、議案第51号、矢巾町大字間野々第13地割79番地2、阿部江利子さん、議案第52号、矢巾町大字北郡山第5地割38番地、米倉孝一さん、議案第53号、矢巾町大字太田第11地割84番地、藤原由明さん、議案第54号、矢巾町大字広宮沢第6地割17番地、村松とも子さん、議案第55号、矢巾町大字白沢第7地割55番地、藤原弘也さん、議案第56号、矢巾町大字岩清水第8地割5番地、吉田力さん、議案第57号、矢巾町大字広宮沢第5地割403番地、佐々木昭英さんを農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意をお願いするものであります。

なお、任期につきましては、平成30年4月24日から平成33年4月23日までの3年間となるものであります。

よろしくご審議の上、原案にご同意賜りますようお願いを申し上げます提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。本案につきましては、人事案件でありますので、質疑、討論を省略して採決に入りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） ご異議なしと認めます。

採決に入ります。

採決は議案ごとに行います。

議案第42号 矢巾町農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてを起立により採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、議案第42号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第43号 矢巾町農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてを起立により採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、議案第43号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第44号 矢巾町農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてを起立により採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、議案第44号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第45号 矢巾町農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてを起立により採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、議案第45号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第46号 矢巾町農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてを起立により採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、議案第46号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第47号 矢巾町農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてを起立により採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、議案第47号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第48号 矢巾町農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてを起立により採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、議案第48号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第49号 矢巾町農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてを起立により採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、議案第49号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第50号 矢巾町農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてを起立により採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、議案第50号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第51号 矢巾町農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてを起立により採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、議案第51号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第52号 矢巾町農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてを起立により採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、議案第52号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第53号 矢巾町農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてを起立により採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、議案第53号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第54号 矢巾町農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてを起立により採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、議案第54号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第55号 矢巾町農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてを起立により採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、議案第55号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第56号 矢巾町農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてを起立により採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、議案第56号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第57号 矢巾町農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてを起立により採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、議案第57号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

---

○議長（廣田光男議員） 以上をもって本日の議事日程は終了いたしました。

これをもって平成30年矢巾町議会定例会4月会議を閉じます。大変ご苦労さまでございました。

午前11時00分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員

署名議員